

平成25年 5 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成25年	5 月 20 日	開会
平成25年	5 月 20 日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第10号

平成25年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月13日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成25年5月20日（月）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

（1）公用車の事故に関する専決処分について

（2）財産の処分に関し議決を求めることについて

（3）平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成 25 年 5 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成 25 年 5 月 20 日（月曜日）

午後 1 時開議

議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 報告第 1 号 公用車の事故に関する専決処分について
- 日程第 7 議案第 1 号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

出席議員（１３名）

１番	坂本	昇君	２番	内館	勝則君
３番	畠山	直人君	４番	黒沢	一成君
５番	宇都宮	勝幸君	６番	工藤	小百合君
７番	野館	泰喜君	８番	宮森	鋭幸君
９番	松本	尚美君	１０番	山崎	幸男君
１１番	山崎	泰昌君	１２番	小松山	久男君
１３番	茂市	敏之君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本正徳君
副管理者宮古市副市長	山口公正君
事務局局長	田崎義孝君
総務課長	岩田直司君
施設課長	鈴木登志美君
消防長	野沢浩二君
消防次長兼消防課長	及川誠君
総務課長	外館義博君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成25年 5 月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。

◎議席の指定

- 議長（茂市敏之君） 日程第 1、議席の指定を行います。
- 議席の指定は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長が定めることになっております。
- 今回、新たに組合議員となられました岩泉町議員の坂本昇君を 1 番に、畠山直人君を 3 番に、野舘泰喜君を 7 番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5 番、宇都宮勝幸君、6 番、工藤小百合君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

◎選挙第 1 号 副議長の選挙

- 議長（茂市敏之君） 日程第 4、選挙第 1 号 副議長の選挙を行います。
- お諮りいたします。
- 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
- よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。
- お諮りいたします。
- 指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に山崎泰昌君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山崎泰昌君を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました山崎泰昌君が副議長に当選されました。

山崎泰昌君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

山崎泰昌君にご挨拶をお願いします。

山崎泰昌君。

○副議長（山崎泰昌君） ただいまご指名を受けました山田町議会選出の山崎泰昌でございます。議員の皆様には一言御礼と副議長就任のご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいま茂市議長より副議長の指名をいただき、さらに広域議会の皆様方のご賛同をいただきまして副議長という名誉ある重職につかせていただくことになりました。この上ない光栄と感激でいっぱいでございます。

また、同時に今まで以上の責任の重さを感じておりますが、茂市議長のもと副議長の職務を一生懸命勤め上げたいと思いますので、今後とも議員各位のご鞭撻、そしてご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（茂市敏之君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に岩泉町選出議員、畠山直人君、併せて副議長も議会運営委員会委員になっておりますので山崎泰昌君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した議員を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

黒沢議員から議会運営副委員長を辞任したいとの申し出がありましたので、議会運営委員会開会のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 6 分休憩

午後 1 時 10 分再開

○議長（茂市敏之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長に会議結果の報告を求めます。

内館議員。

○2番（内館勝則君） 議会運営委員会の結果を報告いたします。

協議の結果、畠山直人君を議会運営副委員長に選任することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（茂市敏之君） 管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 本日ここに宮古地区広域行政組合議会 5 月臨時会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶申し上げます。

まずはじめに、4 月 21 日に行われました岩泉町議会議員一般選挙により、坂本昇議員、畠山直人議員、野館泰喜議員の 3 名の方が当組合の議会議員に就任されましたことに対して、心からの歓迎とお祝いを申し上げます。

また、ただいまの選挙におきまして副議長に山崎泰昌議員が選出されご就任されたことに対して、心からの祝意を申し上げます。今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、当組合が実施しております共同処理事務の主な近況につきまして申し上げます。

はじめに、一般廃棄物の適正処理でございます。当組合では、資源循環型社会の構築を目指し、排出量抑制によるごみ減量化とリサイクル推進を基本的な施策と位置付け、関係団体、住民及び事業者と連携協力して一般廃棄物の減量化や分別収集による再資源化を引き続き推進しているところでございます。

また、東日本大震災で発生いたしました災害廃棄物のうち、可燃系災害廃棄物につきましては組合のごみ焼却施設で一般廃棄物と合わせて処理しており、岩手県においては組合敷地内に仮設焼却炉 2 基を設置し、平成 26 年 3 月末をめどに処理しております。不燃系災害廃棄物につきましては、一般廃棄物処理法に基づく最終処分場の軽微変更により埋立容量を増加し、平成 24 年 10 月から当組合の最終処分場において埋立処分を開始いたしております。また、放射性物質に汚染された牧草及びシイタケ栽培用ほだ木等、農林業系副産物の処理を 7 月から開始いたします。

今後とも当組合と構成市町村、岩手県、それぞれの役割分担を明確にし、住民及び事業者と連携協力しながら宮古広域圏における一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

次に、消防事務でございます。消防行政は火災予防、警防をはじめ、救急、救助及び災害対策など、広範囲に及ぶもので、民生の安定、地域住民の安全確保という重要な使命を担っているところであります。大震災以降、地域の安全を守る消防への住民期待がますます高まる中、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、構成市町村をはじめ、防災関係機関との連携を保ちながら職員の育成、消防救急無線デジタル化をはじめとした施設整備及び消防車両等の更新、維持管理を行い、消防防災体制の一層の充実に努め

てまいります。

以上、宮古地区広域行政組合の近況を申し上げさせていただきました。これからの共同処理事務の適正な推進に議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について

○議長（茂市敏之君） 日程第6、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、報告の1－1ページをお開き願います。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてご説明をいたします。

本件については、平成25年4月8日に損害賠償の相手方と公益社団法人全国市有物件災害共済会との間で示談が成立しているものでございます。

それでは、専決処分の内容を朗読して報告に代えさせていただきます。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について。

公用車の事故に係る損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

1、専決処分した年月日、平成25年4月8日。

2、損害賠償の相手方、報告に記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、27万2,695円。

4、損害賠償の原因、平成25年3月11日午後1時52分頃、救急現場から岩手県立宮古病院へ救急患者搬送中の宮古消防署救急2号車が、宮古市宮町二丁目地内の交差点で右折する際に、交差点で停車していた乗用車の前部に接触し相手車両のフロントバンパーを損傷したものである。

平成25年5月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上のとおりでございますが、公用車の運行管理につきましては、より一層の安全確認の上、事故防止の徹底を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（茂市敏之君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何か質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） なければ、本件はこれで終わります。

◎議案第1号 財産の処分に関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第7、議案第1号 財産の処分に関し議決を求めることにつ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の1－1ページをお開き願います。

議案第1号 財産の処分に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案につきましては、昨年10月の本議会において一般国道45号三陸沿岸道路の工事施工に伴い組合用地の一部が宮古中央インターチェンジ及び道路本線の施工地に当たることから、国に対してこれを売り払うため議決をいただいておりますが、今回、同工事に設計変更が生じたことから、追加で売り払うものでございます。土地の処分単価は昨年と同額の1平方メートル当たり1,000円でございます。

それでは、議案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第1号 財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1の処分する目的は、一般国道45号三陸沿岸道路（宮古中央～田老）工事施工のためでございます。

2の処分する財産は、財産の所在地は宮古市八木沢第2地割89番の一部及び宮古市千徳第14地割11番14、ほか2筆のうちの一部で、種別は土地、細目は山林でございます。数量は5,538.64平方メートルで、処分予定価格は553万8,640円でございます。同じく財産の所在地は宮古市八木沢第2地割89番の一部及び宮古市千徳第14地割11番14、ほか1筆のうちの一部で、種別は立木、細目は天然生林でございます。数量は1,530本で、処分予定価格は19万6,309円でございます。

3の処分の方法は、売払いでございます。

平成25年5月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般国道45号三陸沿岸道路（宮古中央～田老）工事の設計変更に伴い、起業者としての国に同工事の用に供する増加分の土地を売払いしようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

1－2ページに位置図、1－3ページには今回追加で処分する用地を紫色で着色した図面を添付しております。図のほぼ中央が宮古中央インターチェンジで、三陸沿岸道路の左側は宮古市金浜方面、右側は宮古市千徳方面でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本昇君） 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

設計変更とありますが、設計変更の内容についてお伺いいたします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは私どものほうに敷地内での赤線がございます。この図面 1－3 ページの図面をちょっと見ていただきたいんですけども、本線が右から左に通っております。その下に白く色のついていない部分がございます。ここが赤線の代替という道路になりますし、あとこの間、売払いに伴います三陸国道事務所との協議の中での行政組合の管理道路という位置付けで協議を進めてきたところでございます。その中で、この管理道路を設置するに当たり、面積が当初の予定よりも狭くなったということで今回設計変更をして、この分を売払いするというものでございます。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員、よろしいですか。

○1 番（坂本昇君） はい、結構です。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 財産の処分に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎議案第 2 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号） について

○議長（茂市敏之君） 日程第 8、議案第 2 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の 2－1 ページをお開き願います。

議案第 2 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,118 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 8,604 万 6,000 円とするものでございます。

平成 25 年 5 月 20 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正の主な内容は3点でございます。

1点目は、農林業系副産物の焼却処理に係る所要の経費を歳入歳出それぞれ補正するものでございます。2点目は、宮古消防署庁舎の屋根防水改修費用の経費の組替えと女性消防士の配属による庁舎改修費用等を補正するものでございます。3点目は、財産処分に伴う歳入を計上するとともに、歳入歳出予算に合わせて構成市町村の負担金を補正するものでございます。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、2-6、2-7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費、8目農林業系副産物処理事業費、4節共済費、67万7,000円は、臨時職員2名を雇用するため、社会保険料、労働保険料をそれぞれ計上するものです。

7節賃金385万2,000円は、臨時職員2名分の賃金を計上するものです。

11節需用費1,057万9,000円は、農林業系副産物の保管、前処理、処理に要する経費及び借上げ重機等の経費を計上するものです。

12節役務費126万円は、借上げ重機に係る当組合までの運搬料を計上するものです。

13節委託料237万7,000円は、臨時職員の健康診断委託料のほか、処理に伴う焼却灰等の放射性セシウム濃度を分析するため業務委託料を計上するものです。

14節使用料及び賃借料5,092万2,000円は、牧草の裁断などの前処理を行うためのテント及び前処理を行うための重機や運搬車等の借上料を計上するものです。

18節備品購入費411万6,000円は、搬入された農林業系副産物の放射性物質濃度を測定するための装置を購入するものでございます。

以上の農林業系副産物処理事業費につきましては、特定財源として国の放射性汚染廃棄物処理加速化事業費補助金3,320万2,000円を充当するものです。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費、13節委託料のうち、庁舎改修工事実施設計業務委託料38万円及び同監理業務委託料22万円は、宮古消防署に女性消防士を配属したことから仮眠室の改修工事を行うため計上するものです。

庁舎屋根防水改修工事実施設計業務委託料120万円は、既に予算計上している同工事請負費から組替計上するものです。

15節工事請負費のうち庁舎屋根防水改修工事費120万円の減額は、ただいま申し上げました13節委託料に組み替えるため減額するものです。

庁舎改修工事費610万円及び18節備品購入費70万円は、女性消防士用仮眠室改修工事費並びにベッド、ロッカー等を購入するため計上するものです。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、2-4、2-5ページにお戻り願います。

なお、歳入のうち歳出でご説明いたしました特定財源を除き、一般財源についてのみご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は、後ほど説明いたします。

2款使用料及び手数料、2項使用料、1目総務使用料47万8,000円のうち11万5,000円は電柱敷地貸付料として5款財産収入に計上しておりましたが、宮古地区広域行政組合

行政財産使用料条例を本年４月１日に施行したことから組替計上するものです。36万3,000円につきましては、組合敷地を三陸国道事務所へ残土置き場として使用許可したことから計上するものです。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目衛生費国庫補助金3,320万2,000円につきましては、歳出でご説明いたしましたので省略いたします。

５款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入11万5,000円の減額は、先ほど説明いたしましたとおり、２款使用料及び手数料に組み替えたものです。

５款財産収入、２項財産売払収入、２目不動産売払収入573万4,000円は、議案第１号でご説明いたしました一般国道45号三陸沿岸道路用地として土地並びに立木売払収入を計上するものです。

１款分担金及び負担金、１項負担金にお戻りください。

１目組合負担金、１節総務の36万3,000円の減額は、先ほど２款使用料及び手数料で説明した使用料収入36万3,000円を本年度予算に充当するため減額するものでございます。なお、説明の欄の市町村ごとの減額は、今年度予算の総務費の負担割合に応じて減額するものです。

２節衛生3,484万7,000円の増額は、農林業系副産物処理事業費に要する一般財源4,058万1,000円から財産売払収入573万4,000円を差し引いた残金を計上するもので、市町村ごとの増減額は農林業系副産物処理事業費相当分にあつては処理量の割合により算出し、財産売払収入にあつては組合用地購入時の負担割合に応じて算出し、それぞれを合計したものでございます。

３節消防740万円は、今回の消防費補正額を計上するもので、宮古消防署改修に要する補正であることから全額宮古市負担となるものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○１番（坂本昇君） 歳出でお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料の中で、前処理用テント借上料が2,400万円とあります。これは、２カ年ですと約4,700万円になると説明をいただきましたが、相当の金額になるんですけれども、これについての借入先、それから構造的なもの、特に冬を越すということになると思うんですが、テントとしての組立てについてのご説明をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今現在計画しておりますテントは、大きさが20メートル掛ける20メートルのテントを予定してございます。

テントにつきましては、通年通して借用するのではなく、この計画に基づきます牧草を処理する期間を予定しております。冬期間、ほだ木を処理する間は一度ずつ解体をして返すということで計画しております。そのほうが経費的にも安く済むという試算のもとにこの計画をしております。

現在、テントにつきましては、特に大きいということもございまして、１社はある程

度現在のところ確認をとれていますが、これは国の補助をもとに計画するもので、1社での随意契約というのはなかなか現在のところ難しいということがございます。ですので、できるだけ競争等を働かせるような形で数社を選定して入札で決定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、今予定しているところが、テントの設置場所が事務局の隣の野球場を予定してございます。土のままですと作業等に支障を生じるということで、簡易舗装を予定しまして、その上にテントを設置するという計画でございます。

現在のところはそこまででございます。あと詳細等が決定しましたら、また報告させていただきますと思います。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本昇君） そうすると、テントは借上げ、あとは下のほうの工事も伴うということになりますが、これは分離するんですか。それとも、テントの借上料の中に入ってくるのかどうか1点、それから、20メートル四方ぐらいのテントが5,000万円の借上料がかかるというのは、どうしても高額なような気がいたしますけれども、そういうものなのでしょうか。ですので、特に国庫補助で1社の特命入札というのはとても心配なところもありますので、そこについての再答弁をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） まず1点目の舗装工事の関係でございますが、発注の段階でその舗装まで含めての借上げにしたいというふうに考えてございます。2年目以降につきましては、その部分で随意契約ができればなというふうには考えております。

あと2点目ですが、金額的に高いんじゃないかということなんですが、取り扱うものが牧草ということもございまして、1つは臭気の問題がございます。もう既に保管されていまして、1年から2年経過しておりまして、ロール状に今保管されているわけなんです、それを前処理する場合は一度ほどいて裁断しなければならないんですが、既に実施されている一関市、遠野市の事例を見ますと臭気がかなり問題になるということで、脱臭装置を設置するというのがございます。あとは、あわせて粉じんも出ますので粉じん等の消臭器等も合わせて設置する予定がございますので、こういった金額になります。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 私も今指摘がありましたこのテントを含めた借上料についてお尋ねしたいと思います。

まず基本的なところで、いわゆる国の補助要件の中に借上げが条件になっているのかどうか。そこをまずお尋ねしたい。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 国の補助メニューの中では、借上げというのが補助の要項の中に含まれております。なかなか備品購入というのは補助の対象にはならないという部分がございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 補助メニューといいますか、その中の要件が借上げに限定をされ

るということで今お答えいただきました。それはそれで理解をするんですが、今回震災関連で往々にして、仮、仮設、そういった分野で今回、来年の3月で処理が終われば解体予定のいわゆる仮設焼却炉等々、私は納税者の一人とすれば限りなくもったいない、そういったことが往々にしてあるわけですね。担当課とすれば、なかなか県、国に注文をつけづらいということが往々にしてあるようですね。購入してその後の転用が可能であれば、私はやっぱり購入という部分も国に強く、場合によっては補助メニューの変更であるとか、そういった部分をやはり強く要請すべきだろうなと思うんです。ここで細々宮古市を例に挙げては言いませんけれども、どさくさと言うと変ですが、震災震災ということに紛れて無駄が余りにも多いのではないかな。そういった意味から先ほどの質疑もあったのかなというふうに思います。

確かに臭気とか粉じんとか、このテントに関しては特殊な部分がプラスにはなるとはいえ、20メートル20メートルが果たしてそんなに大きなものかということ、私は決して思わないんです、業務用ですから。普通のテントのイメージではちょっと捉えられないのかなというふうには思います、囲いもありますし、風対策とか。そういった部分では、イベント関係で使っているテントとは限りなく異にするのではないかなという思いがありますが、いずれ高いなという、高額だなというのはやはりどなたも、課長もそう思っている部分もあるんじゃないかなというふうに思いますが、この検討の余地がないんですね、転用できるものについて。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） お答えいたします。

今回、国のこの補助制度を使って処理するのは宮古広域が先行しております。具体的ないろんな経緯の部分で、まだ国、環境省と詰めている段階で、我々としても節約できるよう、あるいは補助経費の拡大等、今、いろいろな詳細の部分で国と協議をして行っている最中ですので、今の松本議員のご意見等も加味しながら、これからも詳細については国と詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） いつものことながら、今のお答えはそのとおりで理解はするんですが、結果として最終的にどうなるのかということがなかなか期待できないような雰囲気もありますが、いずれ震災関連については本当にしっかりと私はやっぱり効率性も含めて無駄がないように、被災地の行政とすれば限りなくやっぱり追求すべきだと思うんです。必要なものは当然これはお願いして、そして補助して支援していただくということは、これはもちろんであります。しかし一方で、今までの流れの中で見てみると限りなく無駄が多いんです。管理者もそう思いませんか、仮設住宅関係も含めて。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 松本議員おっしゃることは、私もよくそのように感じているところもたくさんあります。仮設住宅にしてもそうですし、それから、この災害廃棄物にしても、わざわざ遠くに持って行って処理しないで、やはり我々のところに最終処分場をつくりながらとか、それから焼却場も自分たちのところでつくりながらやりたいということは、災害後既に、すぐに国のほうにもそれらも含めて検討していただくようにず

っとお願いをしたり、検討もしてきたんですが、なかなかそれができないような状況にあるのも事実でありますので、その中でも、今おっしゃったように、それらを違う用途であるにせよ、これから無駄がないように作っていくというような使い方ができないものか、これからやはり国、県ともしっかりと協議しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ぜひ一納税者としての期待です。よろしくお願いします。

それからもう一点、ちょっと議題と離れる、関連するということではないんですが、今の管理者のお答えの中で、私も問いかけの中でお話した仮設の焼却炉です。これは、やはりもったいないと思います。ぜひこれも鋭意管理者として、あそこは貸している部分でしょうか、ぜひ期待をしたいと思います。

それから、下の4款消防費、1項消防費、2目消防施設費の13節の委託料、15節の工事請負費、これは女性職員の対応ということ、それから屋根の分ですか、この部分に入っておりますね。たまたまなのかちょっと確認をしたいんですけども、当初予算で防水改修、屋根防水ですね、120万円、それが請負費から組み替えて委託料に、実施設計委託料に120万円。偶然なのかもしれませんが、120万円がそんなにすかっとひっくり返すようなものでしょうか。内容はどうなんですか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） お答えをいたします。

昨年の予算編成時に、この改修工事2,040万円で計上させていただきました。これは、本来であれば、実施設計と工事費と組み替えて上げるべきところを、こちらのほうで一緒に計上してあったもので、今回組み替えて実施するものです。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 不自然な数字だなというふうに思いましたので質問をさせていただきました。

そうすると、防水工事に関しては、実施設計が終わらないと実際の工事費は計上をしないということになりますか。先ほどの2,400万円、もう既に、単なる終わっている分の組替えということですか。

（「いや、終わっては全くいません」と呼ぶ者あり）

○9番（松本尚美君） ですよ。そうすると、これから屋根の防水については実施設計を行った後に施工するという。そうすると緊急性の部分はどうなんですか、これ。今、防水の状況がどの程度の今現状なんでしょうか。それとも、今すぐじゃなくても、半年、1年先でもいいという状況ですか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 防水工事につきましては、ちょっと年月日は忘れたのですが、一昨年だったかも修理をしております。応急修理をして、実際に工事しております。その中で、全面的な改修工事が必要であろうと、建物も40年近くたっております。そういう意味から、施設整備計画に計上して実施するものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） わかりました。

この際、ちょっと例えが悪いんですけども、40年を経過している、また40年代、50年代前半あたりに建てられている建物、公共施設、学校施設も含めて、ちょっと強い風が吹くと屋根が飛んだり、最近ぼつぼつ出てきているんですね。ですから、この際庁舎全体をどう長く、いかに長く使うかということも大きな課題だろうと思うんです。

ですから、もう少し屋根に限らず、屋根だけじゃなくて全体の改修計画を作るための調査という部分も必要なのではないかと思われるんですが、それは実施予定があるのか、もう実施しているのか。そういった中での改修計画は立っているのかどうか確認をしたいです。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 耐震につきましては、耐震診断を行いまして改修する計画がございます。あと、そのほかのことについては今のところ計画はございません。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） 私はやっぱり調査はすべきだと思うんです。長寿命化というのは、橋とかトンネルとか、道路とか、最近そのストック計画を作ると、調査をした上で作っていく。また、公営住宅についてもそういったストック計画を作りながら、作るためには当然調査をしなければ。対症療法的にはやっぱり困るのかなと。

ちょっと例は悪いんですが、宮古市内のある小学校、少しずつ、何ですか、毎年どっかが壊れればやる、壊れればやる。ところが、この間の低気圧で屋根がまくれ上がる。そのイタチごっこのような感じですね。非常に危険な状態です。

庁舎に限ってはそういうことがないということであれば問題はないんですけども、私はやっぱりこの際全体的な傷みですか、劣化、そういったものをやっぱり調査をした上で計画を練って、そして手当てをして改修を進めていくと。財源の問題がありますから、いきなり単年度で大規模改修、もし調査の結果必要だという判断になった場合も、できるかどうかというのはこれはわかりませんが、いずれ調査はしなければというふうには思われますが、ぜひやるべきだと思うんですが、管理者はどうですか。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 耐用年数等を考えながら、それらは計画的にやっぱり考えていかなきゃならないというふうには思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） ですから、調査をする必要があるんじゃないですかという。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） その辺も含めて、まず検討も、消防長のほうとも検討しておりませんので、それらも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○ 9 番（松本尚美君） ぜひ調査をすべきだと意見を申し上げて終わりますが、もう一つ、女性職員、署員ですか。職員ではないですね。署員ですね。

（「消防吏員です」と呼ぶ者あり）

○ 9 番（松本尚美君） 消防吏員ですか。女性の方が初めて入られたということですね。

大変いいことだなという思いがしています。これは今後のちょっとそれは公平的に枠を設けるわけじゃないので、当然年度によって女性が採用されるかどうかというものも未知数だろうと思うんです。今後増える可能性というのが私はないわけではないのかな、そういった宮古地区以外ではそういった女性の消防職員が増えているというのも聞いてはおりますけれども、今回の改修でどの程度対応できる、人数的に、仮眠室ということですが、1人を前提でしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 今回改修している平米数が約16平米となっています。風呂と、仮眠用ベッドと、あと更衣室等もありますけれども、隔日で勤務をする場合に3名程度というふうには考えております。ただ、先ほども議員がおっしゃりましたとおり、男女別の採用をあらかじめ示すということはできませんので、これはあくまでも採用の試験の結果によるものと思います。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

議案第2号

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,286,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,864,350	41,884	2,906,234
	1 負担金	2,864,350	41,884	2,906,234
2 使用料及び手数料		44,059	478	44,537
	2 使用料		478	478
3 国庫支出金		5,334	33,202	38,536
	1 国庫補助金	5,334	33,202	38,536
5 財産収入		476	5,619	6,095
	1 財産運用収入	475	△115	360
	2 財産売払収入	1	5,734	5,735
補正されなかった款項にかかる額		290,644		290,644
** 歳 入 合 計 **		3,204,863	81,183	3,286,046

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,095,090	73,783	1,168,873
	2 清掃費	1,095,081	73,783	1,168,864
4 消防費		1,826,488	7,400	1,833,888
	1 消防費	1,826,488	7,400	1,833,888
補正されなかった款項にかかる額		283,285		283,285
** 歳 出 合 計 **		3,204,863	81,183	3,286,046

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成25年 5 月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 5 4 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 宇都宮 勝幸

署 名 議 員 工藤 小百合